

# 第1回松本市公契約条例検討委員会 次第

令和3年6月23日(水)

午後1時30分～

第一応接室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 委員長選出・職務代理指名
- 5 議事
  - (1) 公契約条例の概要
  - (2) 他の自治体における制定状況・・・・・・・・・・資料1～3
  - (3) 松本市の入札・契約制度（工事関係）・・・・・・・・資料4
  - (4) 公契約条例に対する松本市のこれまでの対応・・・・資料5・6
  - (5) 松本市の入札契約に関する状況・・・・・・・・・・資料7～9
  - (6) 今後の進め方
- 6 今後の日程について
- 7 閉会

【今後の日程（案）】・・・今年度、5回の開催を予定

区分	日時及び場所	内容
第2回	令和3年7月30日(金)午後1時30分から 本庁舎3階【第1応接室】	条例の必要性・方向性 論点の整理
第3回	令和3年9月29日(水)午後1時30分から 本庁舎3階【第1応接室】	条例の必要性・方向性 論点の整理
第4回	令和3年12月20日(月)午後1時30分から 本庁舎4階【第2応接室】	論点について協議
第5回	令和4年2月14日(月)午後1時30分から 本庁舎3階【第1応接室】	論点について協議

松本市公契約条例検討委員会 委員名簿

令和3年6月

区分	選出方法	委員候補（敬称略）	備考
学識経験者	弁護士	たかのお かずほ 高野尾 三穂	高野尾法律事務所
	社会保険労務士	やまもと あやこ 山本 綾子	山本綾子社会保険 労務士事務所
労働団体代表	松本地区労働者福祉協議会に 推薦依頼	きのした のぶゆき 木下 信幸	連合長野松本広域 協議会 事務局長
	松本建設労働組合に推薦依頼	やまぐち なおのり 山口 尚徳	㈱山口石材 代表取締役社長
事業者団体	松本商工会議所に推薦依頼	おおいけ ふとし 大池 太士	松本土建㈱ 代表取締役社長
	松本市建設業協会に推薦依頼	いとう ひろかず 伊藤 浩一	丸善土木㈱ 代表取締役社長
松本市	総務部長	なかの よしかつ 中野 嘉勝	
	財政部長	いたくら あきら 板倉 章	

松本市告示第328号

松本市公契約条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月23日

松本市長 臥雲 義尚

## 松本市公契約条例検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う契約（以下「公契約」という。）がより適正に行われること、公契約に基づく建設工事、業務委託等に係る労働者の労働環境向上、地域経済の活性化、公共事業の品質確保及び市民サービスの向上を目的とした、公契約に係る市及び事業者の責務等について定める条例の制定を検討するに当たり、専門的な見地からの意見を求めるため、松本市公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公契約に係る条例の必要性、方向性及び実効性に関すること。
- (2) 公契約に係る条例を制定する場合における条例に規定する内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働者団体代表者
- (2) 事業者団体代表者
- (3) 有識者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部契約管財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月23日から施行する。

## 1 公契約とは

公契約とは、「県、市町村などの自治体が一方の当事者となる公共工事や業務委託などの契約」のことです。

## 2 公契約条例とは

公契約条例とは、「公契約の内容の適正化を図るためのもの」です。大きく分けて、「労働条件の改善を主眼とするタイプ（賃金型）」と、「公契約に係る手続を通じて自治体における何らかの政策の実現を目指すタイプ（理念型）」に分かれます。

前者（賃金型）は、公契約に係る業務に従事する労働者に受注者（事業者）が支払うべき賃金の下限額に関する規定（賃金条項）を有するのが特徴で、平成21年9月に千葉県野田市が初めて制定しました。

後者（理念型）は、公契約に関する基本的な理念や考え方、発注者・受注者双方の責務などを規定するもので、入札・契約制度を通じて、適正な履行、品質確保、地域経済の発展、労働環境の確保、環境保全などの様々な公共政策の実現を目指すものです。長野県や長野市の条例はこのタイプです。

## 3 賃金型（賃金条項）の例

野田市公契約条例（第6条）

（適用労働者の賃金等）

第6条 受注者等は、適用労働者に対し、次に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。

### （1）工事又は製造の請負の契約

契約を締結した日の属する年度の農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため決定した公共工事設計労務単価（以下この号において「労務単価」という。）に規定する職種ごとに、千葉県において定められた額を8で除した額に100分の85を乗じて得た額（労務単価に規定されていない職種又は千葉県において額が定められていない職種にあっては、労務単価を勘案して市長が別に定める額）

### （2）工事又は製造以外の請負の契約及び指定管理協定

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）別表第1及び別表第1の2に定める額、国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等並びに本市が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等を勘案して市長が別に定める額

豊橋市公契約条例（第6条）

（労働報酬下限額）

第6条 市長等は、特定公契約において、事業者が労働者に対し、市長が定める額以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

#### 4 適用範囲（野田市の例）

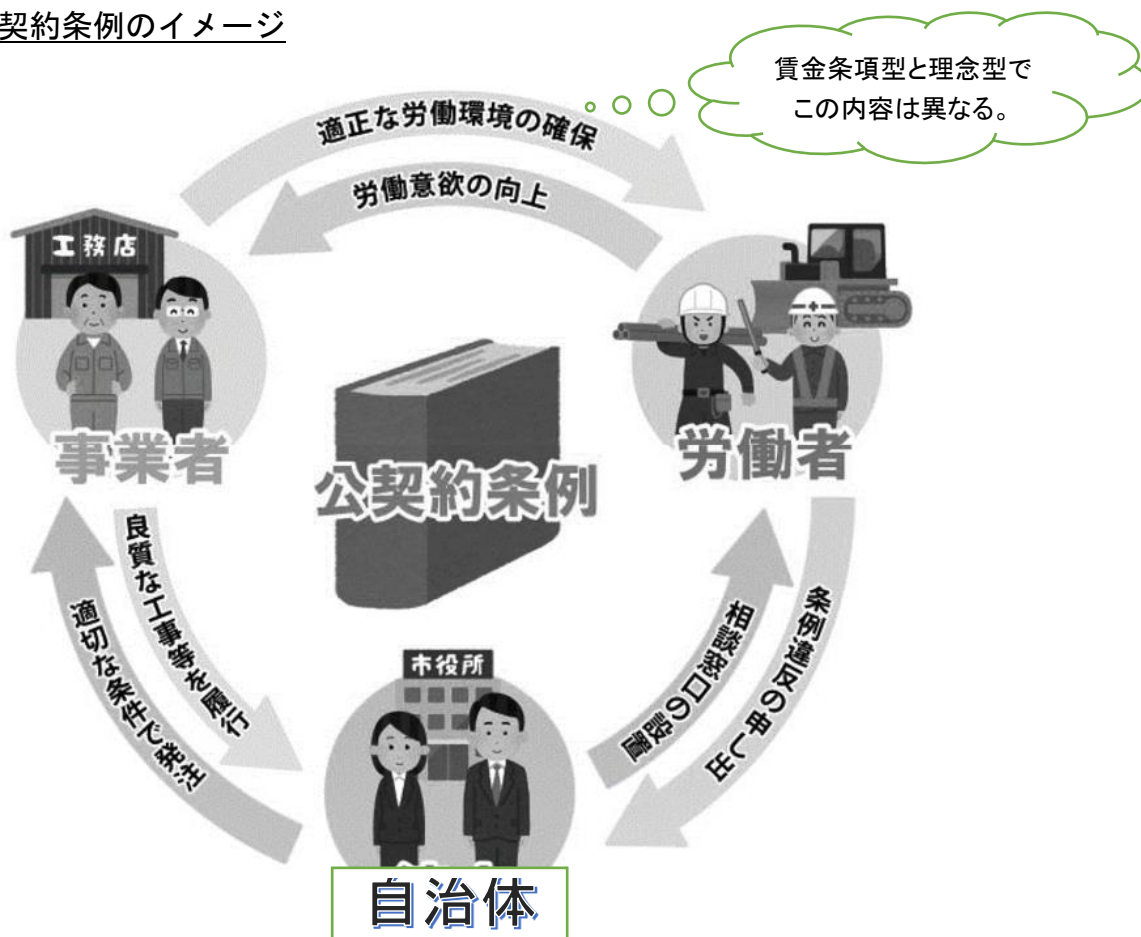
- (1) 工事請負契約（予定価格4,000万円以上）
- (2) 業務委託契約（予定価格1,000万円以上のうち、市長が別に定めるもの）
- (3) 指定管理協定（すべて）

#### 5 理念型の基本理念（主な項目）

定められている項目	自治体数
透明性、公平性、公正性、競争性の確保	35
契約の適正な履行、品質の確保	33
適正な労働環境の確保	32
地域経済及び地域社会の健全な発展（活性化）	27
環境、人権など社会的課題の解決	22
談合等の不正行為の排除	16
市内事業者の受注機会の確保（持続的な発展）	11

※ 基本理念とは別条文で、「適正な労働環境の確保」、「市内事業者の受注機会の確保（市内事業者への優先的発注）」を規定している自治体が多い。

#### 6 公契約条例のイメージ



## 公契約条例制定状況一覧（令和3年4月1日現在）

## 【県】 8 県

No.	自治体名	条例名	区分	2015 国調人口	公布年月日	施行年月日	賃金 条項
1	山形県	山形県公共調達基本条例	県	1,122,957	H20.7.18	H20.7.18	×
2	長野県	長野県の契約に関する条例	県	2,099,759	H26.3.20	H26.4.1	×
3	奈良県	奈良県公契約条例	県	1,365,008	H26.7.10	H27.4.1	×
4	岐阜県	岐阜県公契約条例	県	2,032,533	H27.3.24	H27.4.1	×
5	岩手県	県が締結する契約に関する条例	県	1,279,814	H27.3.27	H28.4.1	×
6	愛知県	愛知県公契約条例	県	7,484,094	H28.3.29	H28.4.1	×
7	沖縄県	沖縄県の契約に関する条例	県	971,772	H30.3.30	H30.4.1	×
8	静岡県	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例	県	3,700,305	R3.3.26	R3.3.26	×

## 【中核市】 14 市

No.	自治体名	条例名	区分	2015 国調人口	公布年月日	施行年月日	賃金 条項
9	群馬県前橋市	前橋市公契約基本条例	中核市	336,199	H25.3.29	H25.10.1	×
10	秋田県秋田市	秋田市公契約基本条例	中核市	315,374	H25.3.21	H26.4.1	×
11	高知県高知市	高知市公共調達条例	中核市	337,360	H26.10.1	H27.10.1	○
12	愛知県豊橋市	豊橋市公契約条例	中核市	374,483	H27.12.17	H28.4.1	○
13	兵庫県尼崎市	尼崎市公共調達基本条例	中核市	452,571	H28.10.21	H28.10.21	×
14	北海道旭川市	旭川市における公契約の基本を定める条例	中核市	339,797	H28.12.13	H28.12.13	×
15	福島県郡山市	郡山市公契約条例	中核市	335,608	H28.12.16	H29.4.1	×
16	埼玉県越谷市	越谷市公契約条例	中核市	337,562	H28.12.22	H29.4.1	○
17	高知県高知市	高知市公共調達条例	中核市	337,190	H30.10.1	H30.10.1	×
18	愛知県岡崎市	岡崎市公契約条例	中核市	381,051	R1.12.23	R2.4.1	×
19	岐阜県岐阜市	岐阜市公契約条例	中核市	406,735	R2.3.30	R2.4.1	×
20	沖縄県那覇市	那覇市公契約条例	中核市	319,435	R2.3.26	R3.4.1	×
21	青森県八戸市	八戸市公契約条例	中核市	237,615	R2.9.24	R3.4.1	×
22	長野県長野市	長野市公契約等基本条例	中核市	377,598	R2.12.25	R3.4.1	×

【その他】46自治体

No.	自治体名	条例名	区分	2015 国調人口	公布年月日	施行年月日	賃金 条項
23	千葉県野田市	野田市公契約条例	一般市	153,609	H21.9.30	H22.2.1	○
24	東京都江戸川区	江戸川区公共調達基本条例	特例市	680,305	H22.3.31	H22.4.1	×
25	神奈川県川崎市	川崎市契約条例	政令市	1,475,300	H22.12.21	H23.4.1	○
26	東京都多摩市	多摩市公契約条例	一般市	146,627	H23.12.22	H23.12.22	○
27	神奈川県相模原市	相模原市公契約条例	政令市	720,914	H23.12.26	H24.4.1	○
28	東京都渋谷区	渋谷区公契約条例	特別区	224,815	H24.6.22	H25.1.1	○
29	東京都国分寺市	国分寺市公共調達条例	一般市	122,701	H24.6.28	H24.12.1	○
30	神奈川県厚木市	厚木市公契約条例	特例市	225,503	H24.12.25	H25.4.1	○
31	東京都足立区	足立区公契約条例	特別区	671,108	H25.9.30	H26.4.1	○
32	福岡県直方市	直方市公契約条例	一般市	57,180	H25.12.20	H26.4.1	○
33	東京都千代田区	千代田区公契約条例	特別区	58,344	H26.3.20	H26.10.1	○
34	兵庫県三木市	三木市公契約条例	一般市	77,310	H26.3.31	H26.7.1	○
35	埼玉県草加市	草加市公契約基本条例	一般市	247,076	H26.9.17	H27.4.1	○
36	東京都世田谷区	世田谷区公契約条例	特別区	900,391	H26.9.30	H27.4.1	○
37	三重県四日市市	四日市市公契約条例	特例市	311,089	H26.10.6	H27.1.1	×
38	奈良県大和郡山市	大和郡山市公契約条例	一般市	87,180	H26.12.18	H27.4.1	×
39	千葉県我孫子市	我孫子市公契約条例	一般市	131,653	H27.3.24	H27.4.1	○
40	兵庫県加西市	加西市公契約条例	一般市	44,352	H27.3.25	H27.4.1	○
41	兵庫県加東市	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	一般市	40,332	H27.7.1	H27.7.1	○
42	京都府京都市	京都市公契約条例	政令市	1,474,570	H27.11.11	H27.11.11	×
43	岐阜県大垣市	大垣市公契約条例	一般市	159,927	H28.3.24	H28.4.1	×
44	石川県加賀市	加賀市公契約条例	一般市	67,235	H28.3.22	H28.7.1	×
45	香川県丸亀市	丸亀市公共調達基本条例	一般市	110,063	H28.3.29	H28.4.1	×
46	愛知県碧南市	碧南市公契約条例	一般市	71,362	H29.3.25	H29.7.1	×
47	和歌山県湯浅町	湯浅町における公契約の基本を定める条例	町	12,200	H29.3.30	H29.3.30	×
48	東京都目黒区	目黒市公契約条例	特別区	277,622	H29.12.7	H30.10.1	○
49	岩手県花巻市	花巻市公契約条例	一般市	97,702	H29.12.7	H30.4.1	×
50	愛知県尾張旭市	尾張旭市公契約条例	一般市	80,787	H29.12.25	H30.4.1	×
51	秋田県由利本荘市	由利本荘市公契約基本条例	一般市	79,927	H29.12.22	H30.4.1	×
52	三重県津市	津市市公契約条例	一般市	279,886	H29.12.21	H30.4.1	×
53	岐阜県高山市	高山市公契約条例	一般市	89,182	H29.12.25	H30.4.1	×
54	京都府向日市	向日市公共調達基本条例	一般市	53,380	H30.3.23	H30.4.1	×
55	愛知県大府市	大府市公契約基本条例	一般市	89,157	H30.3.27	H30.4.1	×
56	東京都日野市	日野市公契約条例	一般市	186,283	H30.3.31	H30.10.1	○
57	愛知県豊川市	豊川市公契約条例	一般市	182,436	H30.9.27	H31.2.1	○
58	愛知県田原市	田原市公契約条例	一般市	62,364	H30.12.20	H31.4.1	×
59	岩手県北上市	北上市公契約条例	一般市	93,511	H30.12.21	H31.4.1	×
60	広島県庄原市	庄原市における公契約の基本を定める条例	一般市	37,000	H30.12.28	H31.4.1	×
61	兵庫県丹波篠山市	篠山市公契約条例	一般市	41,490	H30.12.26	H30.1.26	×
62	東京都新宿区	新宿区公契約条例	特別区	333,560	R1.6.21	R1.10.1	○
63	愛知県豊明市	豊明市公契約条例	一般市	69,127	R1.9.26	R2.2.1	×
64	東京都杉並区	杉並区公契約条例	特別区	564,864	R2.3.16	R2.8.1	○
65	愛知県西尾市	西尾市公契約条例	一般市	167,990	R2.3.26	R2.4.1	×
66	愛知県東郷町	東郷町公契約条例	町	42,858	R2.3.25	R2.4.1	×
67	岐阜県飛騨市	飛騨市公契約条例	一般市	24,696	R3.3.22	R3.4.1	×
68	東京都葛飾区	葛飾区公契約条例	特別区	443,293	R3.3.26	R3.4.1	×

資料 2

年度別制定状況及び賃金型の適用範囲（令和3年4月現在）

年度	【賃金型】 ※網掛けは、「労務台帳」ではなく、「労働環境報告書」を提出						年度	【理念型】 ※網掛けは、「労働環境報告書」の提出あり(一定金額以上)								
H20							H20	山形県								
H21	野田市						H21									
H22							H22	江戸川区								
H23	川崎市	多摩市					H23									
H24	渋谷区	国分寺市	相模原市				H24									
H25	厚木市						H25	前橋市								
H26	千代田区	足立区	直方市	三木市			H26	長野県	秋田市	四日市市						
H27	世田谷区	草加市	我孫子市	加西市	加東市	高知市	H27	奈良県	岐阜県	大和郡山市	京都市					
H28	豊橋市						H28	岩手県	愛知県	尼崎市	旭川市	大垣市	加賀市	丸亀市	湯浅町	
H29	越谷市						H29	郡山市	碧南市							
H30	目黒区	日野市	豊川市				H30	沖縄県	花巻市	尾張旭市	由利本庄市	津市	高山市	向日市	大府市	丹波篠山市
R元	新宿区						R元	高知市	田原市	北上市	庄原市	豊明市				
R2	杉並区						R2	静岡県	岡崎市	岐阜市	西尾市	東郷町				
R3							R3	長野市	那覇市	八戸市	葛飾区	飛騨市				
計	24自治体						計	44自治体								

※年度は施行日で区分

【賃金型：工事の適用範囲】

対象金額	数	自治体（網掛け＝同規模自治体）
6億円以上	1	川崎市
1億8,000万円以上	1	足立区
1億5,000万円以上	3	草加市、高知市、豊橋市
1億円以上	7	渋谷区、相模原市、厚木市、千代田区、加東市、日野市、豊川市
9,000万円以上	1	国分寺市
5,000万円以上	8	多摩市、直方市、三木市、我孫子市、河西市、越谷市、目黒区、杉並区
4,000万円以上	1	野田市
3,000万円以上	1	世田谷区
2,000万円以上	1	新宿区
計	24	

【賃金型：委託の適用範囲】

対象金額	数	自治体
9,000万円以上	1	足立区
2,000万円以上	2	千代田区、世田谷区
1,000万円以上	18	(↑ 記載以外の市 ↓)
500万円以上	2	相模原市、高知市
対象にしない	1	日野市
計	24	

※上記金額以上で「規則で定めるもの」を対象としているところが大半

〔 庁舎清掃、警備、受付案内、電話交換、施設管理など、人件費中心の業務が多い。 〕

【賃金型：指定管理の適用範囲】

対象金額	数	自治体
すべての指定管理	8	野田市、川崎市、相模原市、厚木市、千代田区、高知市、新宿区、杉並区
2,000万円以上	1	世田谷区
1,000万円以上	8	国分寺市、直方市、三木市、加西市、豊橋市、越谷市、豊川市、草加市
規則で定める施設	2	足立区、加東市
市長が必要と認めた施設	4	多摩市、渋谷区、我孫子市、目黒区
対象にしない	1	日野市
計	24	



# 賃金型・理念型の条文比較 [主な項目]

## 資料 3

	野田市【賃金型】	新宿区【賃金型】	田原市（理念型）	長野市（理念型）
名称	野田市公契約条例	新宿区公契約条例	田原市公契約条例	長野市公契約等基本条例
施行	平成22年2月1日	令和元年10月1日	平成31年4月1日	令和3年4月1日
目的	この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。	この条例は、公契約の締結及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。	この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働環境の確保を図り、もって市民福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	この条例は、公契約等に関し、基本理念を定め、並びに市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約等の公正性、競争性及び透明性を高め、市民への良好な公共サービスの提供を確保するとともに、労働者等の労働環境の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民が幸福で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。
基本方針・理念	なし	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公契約に係る手続の透明性を確保すること。</li> <li>(2) 公契約の入札に参加しようとし、又は公契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。</li> <li>(3) 談合その他の不正行為を排除すること。</li> <li>(4) 区内の事業者が公契約に係る業務を請け負い、又は受託すること及び区民が公契約に係る業務に従事することができる機会を確保するよう努めること。</li> <li>(5) 労働者等の適正な労働条件を確保し、労働環境の悪化等により公契約の履行に係る品質の確保に支障が生じることのないようにすること。</li> <li>(6) 公契約の履行における品質にふさわしい価格により調達すること。</li> <li>(7) 区が推進する施策の実現に寄与する調達を推進すること。</li> <li>(8) 前各号に掲げるもののほか、公契約の適正な履行を確保すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公契約の締結に至る過程において、公正性、透明性及び競争性を確保すること。</li> <li>(2) 公契約の適正な履行を確保すること。</li> <li>(3) 労働者の適正な労働環境を確保すること。</li> <li>(4) 受注者等の社会的責任の向上に努めること。</li> <li>(5) 地域経済の健全な発展に努めること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公正性、競争性及び透明性の向上が図られること。</li> <li>(2) 適正な履行及び品質が確保されること。</li> <li>(3) 市内の事業者に係る受注等の機会の確保が図られること。</li> <li>(4) 労働者等の賃金その他の労働環境の向上が図られること。</li> <li>(5) 地域において労働者等の確保及び育成が図られること。</li> <li>(6) 環境の保全、人権への配慮その他の事業者の社会的価値の向上が図られること。</li> <li>(7) 談合その他の不正行為の排除が徹底されること。</li> </ol>

	野田市【賃金型】	新宿区【賃金型】	田原市（理念型）	長野市（理念型）
市の責務	なし	区は、前条に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。	市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。	市は、市の財政状況に留意しつつ、次に掲げる施策その他前条の基本理念に基づく必要な施策を講じなければならない。  (1) 公正性、競争性及び透明性の向上を図るため、適正な入札の実施及び契約の締結をすること。 (2) 適正な履行及び品質を確保するため、適切な履行の期間を定めつつ、計画的に公契約を発注し、及び依頼するとともに、適切な積算に基づき予定価格を設定すること。 (3) 市内の事業者に係る受注等の機会の確保を図るため、専門的な知識又は技術等を有する事業者が市内に存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内の事業者に対する発注及び依頼に努めること。
受注者の責務	受注者等は、法令等を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保することはもとより、公契約に係る責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。	受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。 2 受注者等は、前条の施策に協力するよう努めなければならない。	受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。	受注者等は、法令を遵守するとともに、次に掲げる取組その他第3条の基本理念に基づく必要な取組を行い、公契約等を適正に履行するよう努めなければならない。  (1) 労働者等の賃金その他の労働環境の向上に努めること。 (2) 品質及び労働環境が向上するよう、適正な価格での入札に努めること。 (3) 下請負者等に市内の事業者を選定するよう努めること。 (4) 市内の事業者から資材を調達するよう努めること。 (5) 地域において労働者等を確保し、その育成に努めること。 (6) この条例の内容について、規則で定めるところにより、労働者等に対して周知に努めること。
賃金条項	受注者等は、適用労働者に対し、次に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。 (1) 工事又は製造の請負の契約 公共工事設計労務単価に規定する職種ごとに、千葉県において定められた額を8で除した額に100分の85を乗じて得た額 (2) 工事又は製造以外の請負の契約・指定管理協定 市長が別に定める額	区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。 (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対してその差額分を支払われるよう、必要な措置を講ずること。	なし	なし

	野田市【賃金型】	新宿区【賃金型】	田原市（理念型）	長野市（理念型）
労働環境の報告	なし  <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: fit-content;">           条例に規定はないが、            ・配置労働者報告書            ・支払賃金報告書            は提出         </div>	区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (3) 受注者は、新宿区規則で定めるところにより、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。	市長等は、労働者等の適正な労働環境の確保のため必要があると認めるときは、受注者等に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。	受注者は、規則で定める公契約を締結するときは、規則で定めるところにより、当該公契約に係る労働環境について、市長等に報告しなければならない。 2 前項に規定する公契約に係る業務の一部を履行する下請負者等は、規則で定めるところにより、当該業務に係る労働環境について、受注者を通じて市長等に報告しなければならない。
適用範囲	(1) 予定価格が 4,000 万円以上の工事又は製造の請負の契約 (2) 予定価格が 1,000 万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの (3) すべての指定管理協定	(1) 予定価格が 2,000 万円以上である工事の請負契約 (2) 予定価格が 1,000 万円以上である業務の委託契約 (3) 協定	規定なし（＝すべて）	(1) 予定価格が 1 億円以上の工事の請負の契約 (2) 予定価格が 1,000 万円以上の業務の委託の契約 (3) 指定管理者が実施する事業について当該指定管理者が支出する予算額が 1 億円以上の公の施設の管理に関する協定
連帯責任等	受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注関係者」という。）がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第 6 条第 1 項の規定により市長が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。	なし	なし	なし
労働者等からの申出等	適用労働者は、支払われた賃金等の額が前条第 1 項に規定する賃金等の最低額を下回るときその他受注者等がこの条例に定める事項に違反する事実があるときは、市長又は受注者等にその旨の申出をすることができる。 2 受注者等は、適用労働者が前項の申出をしたことを理由として、当該適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。	なし	労働者等は、公契約等に係る労働環境が法令に違反している疑いがあるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長等に申し出ることができる。
罰則規定等	【立入検査】あり 【是正措置】あり 【契約解除】あり 【公表】あり 【損害賠償】あり 【違約金】あり	【立入検査】あり 【是正措置】あり 【契約解除】あり 【公表】あり 【損害賠償】あり	【是正措置】あり	【是正措置】あり 【公表】あり

## 松本市の入札・契約制度（工事関係）

公共工事の入札制度については、透明性、公平性、競争性の確保、品質の確保、さらには市内業者の育成、市内経済への配慮などの観点から、国や県の動向をみる中で制度改革に取り組んできました。平成27年1月には「松本市の契約に関する方針」を定め、その基本理念に沿った入札・契約制度の改善に努めています。

## 【主な制度改革】

年度	内容
H10年度	一般競争入札の本格実施 入札執行の公開
H11年度	低入札価格調査制度の導入
H13年度	年間発注予定工事情報の公表
H18年度	指名業者名を事前公表から事後公表に改正
H20年度	事後審査型一般競争入札の導入 最低制限価格制度の導入 総合評価落札方式の試行導入
H24年度	中間前払金制度の導入
H25年度	<b>総合評価落札方式の本格実施</b>
H26年度	<b>長野県の契約に関する条例</b> （平成26年4月施行） <b>松本市の契約に関する方針</b> （平成27年1月策定） 主任技術者の兼務及び現場代理人の兼任制度の導入
H27年度	事後審査型一般競争入札の拡大(対象金額:2千万円以上→1千万円以上～) 入札金額の内訳提出の義務化 最低制限価格制度の見直し（上限値・下限値を県基準に合わせて引上げ） 《国基準の70%～90%の範囲 → 県基準の82.5%～92.5%の範囲に》 前払金の支払限度額の廃止 社会保険等に加入していない建設業者の排除（社会保険等加入を要件化） 建築系工事の設計図書のデータ化（1千万円以上の工事に適用） 金入り設計図書の公表
H28年度	総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 最低制限価格制度の見直し（現場管理費の参入率を80% → 90%～） 変動型低入札価格調査制度の導入（1千万円以上の工事に適用）
H30年度	総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 変動型低入札価格調査制度の見直し（2億円を基準にした区分の撤廃）
R元年度	社会保険等未加入者対策の強化 余裕期間制度の導入 最低制限価格制度の見直し（上限値87.5%～92.5% → 89.5%～94.5%～） 総合評価落札方式（技術等提案型）の導入
R2年度	総合評価落札方式の価格以外の評価項目の見直し 建築系工事の設計図書のデータ化（1千万円未満の工事にも適用）

## 公契約条例に対する松本市のこれまでの対応

年度	対応
平成 21 年度～ 25 年度	<p>平成 22 年 2 月定例会以降、「公契約条例の制定」に関する一般質問が毎年されている。当時は、まだ制定していた自治体が少なかったこともあり、「<u>長野県を含む他の自治体の取組状況を見ながら対応していく。</u>」との答弁を行っていた。</p>
平成 26 年度～ 令和元年度	<p>長野県が、平成 26 年 4 月「<u>長野県の契約に関する条例</u>」を施行。県条例は、労働環境の整備にとどまらず、事業者、労働者、県民それぞれの観点に立った幅広い内容を対象として基本理念を定め、契約の活用を通して地域経済の健全な発展や、社会的責任を果たす事業者の育成などの行政目的を実現する内容となっており、県条例の内容は、契約を通じて松本市が目指す行政目的の実現と同じであることから、平成 27 年 1 月、県条例に準じた内容の「<u>松本市の契約に関する方針</u>」を策定。</p> <p>長野県が条例の理念を実現するため策定した「<u>長野県の契約に関する取組方針（89項目）</u>」を参考に、県条例に準じた取組みを進めてきた。</p> <p>議会での一般質問に対しても、「<u>松本市の契約に関する方針に基づく取組みを進めており、公契約条例制定については考えていない</u>」との答弁を繰り返してきた。</p>
令和 2 年度	<p>労働団体との懇談会（令和 2 年 1 月 19 日：勤労者福祉センター）において、労働団体からの提案（公契約条例の制定）に対し、臥雲市長が「労働環境の向上は、地域経済の活性化、公共工事の品質確保に寄与し、市民全体の利益にもつながる」、「労使双方の意見を聞く場を設けることから取り組みたい」と検討を進める考えを表明。</p>
令和 3 年度	<p>松本市公契約条例検討委員会を設置 公契約条例制定に向けての検討を開始</p>

## 「長野県条例」と「松本市方針」の比較

長野県の契約に関する条例 (平成26年3月20日制定)	松本市の契約に関する方針 (平成27年1月21日策定)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この<u>条例</u>は、<u>県</u>の契約に関し、基本理念を定め、<u>並びに県及び県の契約の相手方の責務を明らかにするとともに</u>、契約に関する<u>県</u>の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、<u>県</u>の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって<u>県民</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この<u>方針</u>は、<u>市</u>の契約に関し、基本理念を定めるとともに、契約に関する<u>市</u>の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、<u>市</u>の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって<u>市民</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例</u>において「<u>県の契約</u>」又は「<u>契約</u>」とは、<u>県</u>を当事者の一方とする契約で<u>県</u>以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し<u>県</u>が対価の支払をすべきものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>方針</u>において「<u>市の契約</u>」又は「<u>契約</u>」とは、<u>市</u>を当事者の一方とする契約で<u>市</u>以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し<u>市</u>が対価の支払をすべきものをいう。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 <u>県</u>の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。</p> <p>2 <u>県</u>の契約は、その履行により<u>県民</u>に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。</p> <p>3 <u>県</u>の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 地域における雇用の確保が図られること。</p> <p>(2) <u>県産品の利用が図られること</u>。</p> <p>(3) <u>県内</u>の中小企業者の受注機会の確保が図られること。</p> <p>(4) <u>県民</u>が安全で安心して暮らすことができるようになるための活動を行う事業者の育成に資することとなること。</p> <p>(5) 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。</p> <p>(6) その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。</p> <p>4 <u>県</u>の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>(1) <u>県</u>の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。</p> <p>(2) 環境に配慮した事業活動を行っていること。</p> <p>(3) 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。</p> <p>(4) 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。</p> <p>(5) その他社会貢献活動を行っていること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 <u>市</u>の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。</p> <p>2 <u>市</u>の契約は、その履行により<u>市民</u>に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。</p> <p>3 <u>市</u>の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 地域における雇用の確保が図られること。</p> <p>(2) <u>市内</u>の中小企業者の受注機会の確保が図られること。</p> <p>(3) <u>市民</u>が安全で安心して暮らすことができるようになるための活動を行う事業者の育成に資することとなること。</p> <p>(4) 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。</p> <p>(5) その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。</p> <p>4 <u>市</u>の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>(1) <u>市</u>の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。</p> <p>(2) 環境に配慮した事業活動を行っていること。</p> <p>(3) 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。</p> <p>(4) 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。</p> <p>(5) その他社会貢献活動を行っていること。</p>
<p>第4条 (県の責務)</p> <p>第5条 (県の契約の相手方の責務)</p> <p>第6条 (県の取組方針) (条文略)</p> <p>第7条 (長野県契約審議会)</p> <p>第8条 (指定管理者の選定等)</p>	<p>(市の取組方針)</p> <p>第4条 当面の間は、「長野県の契約に関する取組方針」を参考として、市の契約に関する取組みを進めることとする。</p> <p>2 具体的には、「長野県の契約に関する取組方針」の各項目を個別に検討し、導入可能な項目について、順次本市の入札・契約制度に反映させていくこととする。</p>

## 松本市における契約方法等

業務区分 契約方法	工事	工事関連委託	物品購入	賃貸借	印刷製本	一般業務委託
随意契約(1者)	130万円以下	10万円未満	10万円未満	10万円未満	10万円未満	10万円未満
随意契約(複数者)	—	—	80万円以下	40万円以下	130万円以下	50万円以下
指名競争入札	130万円超から 1,000万円未満	10万円以上	80万円超	40万円超	130万円超	50万円超
事後審査型一般競争入札	1,000万円以上 1億5,000万円未満	—	—	—	—	—
一般競争入札	1億5,000万円以上	—	—	—	—	—

主な業務内容	土木工事 建築工事 舗装工事 ほか	測量コンサルタント 設計コンサルタント ほか	事務用品 衛生用品 医薬品 自動車・消防車 厨房機器ほか	情報機器賃貸借 コピー機賃貸借 重機等のレンタル	ポスター パンフレット 冊子 帳票ほか	清掃 施設管理 イベント企画・実施 各種調査ほか
--------	----------------------------	------------------------------	--	--------------------------------	------------------------------	-----------------------------------

## 契約件数(令和2年度／契約管財課)

## (1) 契約金額別件数

(単位:件)

業務区分ごと 契約金額区分	工事		工事関連委託		業務委託		物品等		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5億以上	2	0.9%	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	4	0.1%
1億円以上～5億円未満	24	10.3%	0	0.0%	11	0.8%	0	0.0%	35	1.1%
5,000万円以上～1億円未満	49	21.1%	0	0.0%	18	1.2%	0	0.0%	67	2.0%
2,000万円以上～5,000万円未満	45	19.4%	6	2.6%	39	2.7%	6	0.4%	96	2.9%
1,000万円以上～2,000万円未満	31	13.4%	13	5.6%	41	2.8%	8	0.6%	93	2.8%
500万円以上～1,000万円未満	34	14.7%	23	9.9%	67	4.6%	22	1.6%	146	4.4%
100万円以上～500万円未満	47	20.3%	94	40.5%	354	24.2%	154	11.0%	649	19.5%
50万円以上～100万円未満	-	-	43	18.5%	171	11.7%	172	12.3%	386	11.6%
50万円未満	-	-	53	22.8%	760	51.9%	1,039	74.2%	1,852	55.6%
総計	232	100.0%	232	100.0%	1,463	100.0%	1,401	100.0%	3,328	100.0%

※この資料は、契約管財課において契約したものを記載しています。なお、各部署で契約(少額の案件など)しているものは、含まれていません。

## (2) 契約金額別件数【※累積】

(単位:件)

業務区分ごと 契約金額区分	工事		工事関連委託		業務委託		物品等		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
5億以上	2	0.9%	0	0.0%	2	0.1%	0	0.0%	4	0.1%
1億以上	26	11.2%	0	0.0%	13	0.9%	0	0.0%	39	1.2%
5,000万以上	75	32.3%	0	0.0%	31	2.1%	0	0.0%	106	3.2%
2,000万以上	120	51.7%	6	2.6%	70	4.8%	6	0.4%	202	6.1%
1,000万以上	151	65.1%	19	8.2%	111	7.6%	14	1.0%	295	8.9%
500万以上	185	79.7%	42	18.1%	178	12.2%	36	2.6%	441	13.3%
100万以上	232	100.0%	136	58.6%	532	36.4%	190	13.6%	1,090	32.8%
50万以上	-	-	179	77.2%	703	48.1%	362	25.8%	1,244	37.4%
0以上(総計)	232	100.0%	232	100.0%	1,463	100.0%	1,401	100.0%	3,328	100.0%



## 松本市建設工事の件数・落札率の推移

《契約管財課発注分》

(単位：件)

年 度	件 数	落 札 率
平成10年度	539	98.04%
平成11年度	573	97.58%
平成12年度	504	97.52%
平成13年度	450	96.62%
平成14年度	325	96.00%
平成15年度	292	92.74%
平成16年度	346	94.52%
平成17年度	377	95.18%
平成18年度	427	94.19%
平成19年度	337	91.29%
平成20年度	343	91.24%
平成21年度	402	92.44%
平成22年度	309	92.55%
平成23年度	242	93.45%
平成24年度	344	92.96%
平成25年度	336	93.88%
平成26年度	302	94.29%
平成27年度	228	93.03%
平成28年度	207	93.80%
平成29年度	219	93.77%
平成30年度	240	95.01%
令和元年度	227	96.77%
令和2年度	232	97.50%

落 札 率

